

一般社団法人日本衛生検査所協会 旅費規程

第1章 総 則

(総則)

第1条 一般社団法人日本衛生検査所協会（以下「本協会」という。）の役員、委員会等の委員及び職員（以下「役職員」という。）等に支給する旅費については、この規程の定めるところによる。

(旅費の支給)

第2条 旅費は、委員会への出席など本協会の業務のため、役職員が旅行した場合に支給する。

2 本協会の業務並びに用務のため、役職員に旅行命令を行った場合には、その者に旅費を支給する。

3 本協会の用務のため、役職員以外の者に旅行を依頼した場合には、その者に旅費を支給する。

(旅行命令等)

第3条 前条第2項に規定する旅行命令は、別表第1に定める旅行命令者が行う。

2 前条第3項に規定する旅行依頼は、会長又はその委任を受けた者が行う。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、これにより難い特別の事情がある場合は、実際に旅行した経路及び方法により計算することができる。なお、旅費は、往復割引運賃により計算する。

(旅費の請求)

第5条 旅費は、旅行完了後本人の請求に応じて支給する。ただし、支給見込額の範囲内であらかじめ概算払いをすることができる。

2 旅費の概算払いを受けた者は、旅行完了後2週間以内に旅費の精算をしなければならない。

第2章 国内旅行の旅費

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、運賃（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃）、日帰り日当及び宿泊料とする。

(鉄道賃)

第7条 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じその乗車に要する旅客運賃のほか、次

の各号に規定するところにより、急行料金、座席指定料金及びグリーン料金を支給する。

(1) 急行料金は、次により支給する。

ア. 片道100キロメートル以上旅行する場合

ー特別急行料金

イ. 片道50キロメートル以上旅行する場合

ー普通急行料金

(2) 座席指定料金は、片道100キロメートル以上旅行する場合に支給する。

(3) グリーン料金は、業務上特に必要があると認めた場合に限り支給する。

(船賃)

第8条 船賃は、路程に応じその乗船に要する旅客運賃（運賃の等級を設けている船舶による旅行の場合には旅行命令等を行う者が指定する等級の運賃）を支給する。

(航空賃)

第9条 航空賃は、現に支払った額を支給する。

(車賃)

第10条 車賃は、現に支払った額を支給する。

(日帰り日当)

第11条 日帰り日当は、本協会の業務並びに用務のため、会長が特に認めた場合に限り支給するものとし、別表第2に定める定額により支給する。

(宿泊料)

第12条 宿泊料は、本協会の業務並びに用務のため必要と認めた場合に支給するものとし、宿泊日数に応じ、別表第2に定める定額により支給する。

第3章 外国旅行の旅費

(旅費の取扱い)

第13条 原則として、第2章に規定する国内旅行の旅費に準じる。

2 航空賃における運賃の等級については、旅行命令を行う者が旅行先及び所要時間等を勘案して指定するものとし、エコノミークラス或いはビジネスクラスの運賃を支払う。

(経費の支払い)

第14条 会長が必要と認める経費を実費にて支払う。

2 清算は、渡航日と帰国日における貨幣交換レートの差額を相殺して清算する。

第4章 補 則

(旅費の調整)

第15条 この規程による旅費が旅行の実費に足りなかった場合においては、旅行命令を行う者がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、その足りなかった部分の旅費を支給することができる。

2 旅行命令を受けた者が出発前に旅行命令を取り消された場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、所要の払い戻し手続をとっても払い戻しを受けることができなかつた金額を旅費として支給することができる。

3 前2項の規定により旅費の支給を受けようとするときは、証拠となる書類、チケット等を旅行命令を行う者に提出しなければならない。

(細則)

第16条 この規程の実施のため必要な事項は、別に定める。

(本規程の改廃)

第17条 この規程は、理事会の決議によって改廃することができる。

附 則

この規程は、昭和62年3月25日から適用する。

この改定は、平成2年4月1日から実施する。

この改定は、平成18年4月1日から実施する。

この改定は、平成25年4月1日から実施する。

別表第1

旅行命令者	旅行命令を受ける者の範囲
会 長	役員
担 当 副 会 長	委員
専 務 理 事	事務局長
事 務 局 長	職員

別表第2

支給対象者	日帰り日当	宿泊料（1泊につき）
役員、委員、事務局長 及び職員	2,000 円	12,000 円
備考 固定宿泊施設に宿泊しない場合は、原則、宿泊料を支給しない。		